

太田市子育て世帯ベーシックサービス（パパママリフレッシュ）事業 運営業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

太田市（以下「市」という。）では、子育て中の保護者の通院や冠婚葬祭、育児疲れのリフレッシュなどのため、短時間から利用できる子どもの一時預かり事業を実施する。

実施にあたり、本要領に基づき、安全かつ質の高いサービスの提供と安定的な事業運営を実現できる事業者を、プロポーザル（企業提案）方式で公募し、運営業務の受託候補者を選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

太田市子育て世帯ベーシックサービス（パパママリフレッシュ）事業運営業務

(2) 業務内容

別紙Ⅰ「業務内容説明書」のとおり

(3) 履行期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 事業規模（上限額）

令和9年度 18,000,000円（準備経費含む）

令和10年度 18,000,000円

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる全ての条件を満たす事業者とする。

(1) 原則として、令和8年10月1日現在、下記のいずれかの事業の運営又は受託実績が1年以上ある法人であること。

①児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」

②法第39条に規定する「認可保育所」

③子ども・子育て支援法（平成24年8月22日号外法第65号）第7条第5項に規定する「地域型保育事業」

④認可外保育施設に対する指導監査要綱（昭和57年6月15日56福児母第990号）別表1に規定する認可外保育施設指導監査基準を満たす「認可外保育施設」

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(3) 令和8年11月30日現在、太田市入札参加資格者名簿「物品・役務」に登録され、令和9年度以降も太田市入札参加資格を有すること。

(4) 本プロポーザルの公告日から契約締結までの間、国や地方公共団体等の指名停止処分を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 法人税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。

(7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第58号に基づく認可の取消又は同法第59条第5項に基づく命令を受けたことがないこと。

(8) 無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

4 実施手順

公募から受託候補者の選定までの実施手順（概要）は、以下のとおり。

内 容	期 間 等
実施要領の公表	令和 8 年 10 月 5 日（月）
施設見学会	令和 8 年 10 月 14 日（水）午後（予定）
質問の受付	令和 8 年 10 月 15 日（木）午後 4 時まで（必着）
質問の回答	令和 8 年 10 月 16 日（金）
参加申込書等提出期間	令和 8 年 10 月 5 日（月）から 令和 8 年 10 月 23 日（金）午後 4 時まで（必着）
企画提案書等提出期間	令和 8 年 10 月 5 日（月）から 令和 8 年 10 月 28 日（水）午後 4 時まで（必着）
第一次審査（書類審査）	令和 8 年 11 月 19 日（木）（予定）
第二次審査（プレゼンテーション審査）	令和 8 年 12 月 10 日（木）（予定）
受託候補者選定結果の通知	令和 8 年 12 月 25 日（金）までに通知する。

5 施設見学会

会場の都合により、参加人数は各事業所 2 名以内とする。

(1) 日時

令和 8 年 10 月 14 日（木）午後

(2) 受付方法

参加を希望する事業者は、様式 6「施設見学会参加申込書」を記載の上、電子メールにより提出すること。

(3) 受付先

「13 担当課（問合せ先）」に同じ。

(4) 受付期限

令和 8 年 10 月 13 日（火）午後 4 時

6 実施要領の内容に関する質問の受付及び回答

(1) 受付方法

様式 7「質問書」に質問事項を記載の上、電子メールにより提出すること。

(2) 受付先

「13 担当課（問合せ先）」に同じ。

(3) 受付期限

令和 8 年 10 月 15 日（木）午後 4 時まで

(4) 回答方法

令和 8 年 10 月 16 日（金）午後 5 時までに太田市公式ホームページ上で公開する。

7 参加申込書等の提出

プロポーザルに参加するためには、次の書類を期日までに提出すること。

(1) 提出書類及び部数

別紙 2「提出書類一覧」1 のとおり。

(2) 提出方法

提出書類の確認を行うため、原則として持参すること。なお、郵送の場合は提出書類に漏れがないよう注意すること。

(3) 提出先

「13 担当課（問合せ先）」に同じ。

(4) 提出期限

令和 8 年 10 月 23 日（金）午後 4 時 必着

(5) 留意点

参加申込をせずに企画提案書を提出することはできない。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数

別紙 2「提出書類一覧」2 のとおり。

(2) 提出方法

提出書類の確認を行うため、原則として持参すること。なお、郵送の場合は提出書類に漏れがないよう注意すること。

(3) 提出先

「13 担当課（問合せ先）」に同じ。

(4) 提出期限

令和 8 年 10 月 28 日（水）午後 4 時 必着

(5) 留意点

参加申込書等を提出しても、期限までに企画提案書等の提出がない場合は辞退とみなす。

9 受託候補者の選定手順

太田市子育て世帯ベシックサービス（パパママリフレッシュ）事業運営業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、本業務に最も適していると認められる事業者を受託候補者として選定する。また、市が設定する事業規模の上限額を超える提案を行った参加事業者は審査対象とならない。

(I) 主な評価基準

① 経営状況等に対する評価基準

評価項目	主な評価の内容
経営状況	経営状況は良好か
業務実績	一時預かり事業等の運営実績があるか

② 企画提案に対する評価基準

評価項目	主な評価の内容
業務に対する取組姿勢・理解度	一時預かり事業に対する理念・理解、取組姿勢が適切で、意欲があるか
一時預かり事業の運営	一時預かり事業の適切な運営が見込めるか
一時預かり事業の実施体制	一時預かり事業を運営する体制が整っているか
総合評価	第一次及び第二次審査全体を通した総合評価

(2) 審査方法

① 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、選定委員会で第一次審査を実施し、第一次審査通過者（第一次審査配点合計の6割以上を取得した事業者のうち上位5者程度を想定）を選定する。

② 第一次審査の結果は、令和8年11月26日（木）までに通知する。

③ 第二次審査（企画提案についてのプレゼンテーション審査）

第一次審査通過者に対し選定委員会が第二次審査を実施し、契約を締結する受託候補者（配点総合計の6割以上を取得した最上位の事業者）を選定する。

④ 第二次審査の実施方法

- ・1者につき30分程度（説明25分以内、質疑5分以内）とし、プレゼンテーション順は、参加申込書の提出順とする。（実施時間及び場所は別途連絡）
- ・パワーポイント等を使用する場合は事前に担当課まで連絡し、指示を受けることとする。
- ・第二次審査には、法人事業責任者（準ずる方を含む）及び本事業の運営業務責任者（予定）が出席することとする。

(3) 受託候補者選定結果

令和8年12月25日（金）までに通知する。

※非選定の通知を受けた参加費業者は、非選定理由についての説明を求めることができる。

10 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の公正性・公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

11 選定結果に基づく委託期間

委託契約期間は令和9年4月1日（木）からの2年間とする。

12 その他の留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、全て参加事業者負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類について情報公開請求があった場合は、太田市情報公開条例（平成 17 年太田市条例第 9 号）に基づき公開する。
- (4) 選定委員会で審査をした結果、一定の点数を満たす参加事業者がいなかった場合は、受託候補者を選定しない。
- (5) 業務の再委託は原則として認めない。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ市の承諾を受けることとする。
- (6) 契約については、市と受託候補者で細部にわたり協議、調整を行ない、仕様書を作成した上で締結することとする。
- (7) 参加事業者が本プロポーザルを辞退する場合は、速やかに様式 8「辞退届」を電子メールにより提出することとする。
- (8) 選定された受託候補者が「10 参加事業者の失格」に該当する場合、または契約交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合は、必要な評価点数を満たした次順位の事業者と契約締結交渉を行うものとする。
- (9) 本件は、令和 9 年度予算が市議会にて成立した場合に契約を締結するものとする。

13 担当課（問合せ先）

〒373-8718

群馬県太田市浜町 2 番 35 号（太田市役所本庁舎 3 階）

太田市福祉こども部こども課（こども政策係）

電話番号：0276-47-1942

電子メール：020530-1@mx.city.ota.gunma.jp